

須賀川市私道整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私道の整備を促進し、生活環境の向上を図るため、その整備に必要な経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、須賀川市補助金等の交付等に関する規則（昭和63年須賀川市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「私道」とは、道路法（昭和27年法律第180号）その他の法令にその設置及び管理に関し特別の定めのないものとする。

2 この要綱において「整備」とは、私道の舗装及び側溝等の新設又は改修をいう。ただし、地下埋設物、電柱、街灯柱の移設は含まないものとする。

3 この要綱において「公道」とは、次の各号に掲げる道路とする。

(1) 道路法第3条に定める一般国道、県道及び市道

(2) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の施行により設置された公共施設としての道路

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により認可を受けた都市計画事業の施行により設置された同法第11条に掲げる都市施設としての道路

(4) 国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第5条第1項第5号により譲与を受けた幅員2.5メートル以上の法定外道路

(補助の対象)

第3条 この要綱において補助の対象となる私道は、次の各号に掲げる私道とする。

(1) 整備しようとする私道の一端が公道に接続し、幅員が2.5メートル以上で延長が20メートル以上であること。

(2) 整備しようとする私道は、5戸以上の家屋が連担し、かつ、当該家屋の住民が現に利用していること。

(3) その他市長が整備を必要と認めた私道

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は補助の対象としない。

(1) 私道の整備について敷地の所有権又はその他の権利を有する者の同意がない場合

(2) 不動産の販売を目的として私道を整備する場合

(3) 私道の整備を施工する業者が建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者でない場合

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、整備に要する経費の10分の6以内の額とする。

2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請添付書類)

第5条 規則第4条第1項に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 私道の敷地に係る所有権又はその他権利を有する者の同意書(第3号様式)
- (4) 代表者選任届(第4号様式)
- (5) 工事見積書(平面図、標準断面図、構造図、数量計算書)

(整備の着工)

第6条 補助金交付の決定を受けた者(以下、「補助金交付決定者」という。)が、私道整備に着工したときは、速やかに私道整備着工届(第5号様式)を、市長に提出しなければならない。

(整備の完了)

第7条 補助金交付決定者が、整備を完了したときは、私道整備完了届(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第17条の規定に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支決算書(第7号様式)
- (2) しゅん工図(平面図)
- (3) 工事写真(着工前、施工中及びしゅん工写真)

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金は、規則第20条により交付するものとする。ただし、同条第3項及び第4項は、これを適用しない。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 市長は、補助金交付決定者が規則第21条各号に掲げる事項のほか、次の各号の一に該当するときは、補助金交付の決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 正当な理由なく整備を著しく遅延したとき。
- (2) 整備を停止し、又は中止したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(私道の維持管理)

第11条 この要綱により整備された私道は、善良な管理者の注意をもって適正な維持管理を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(須賀川市私道整備事業補助金交付要綱の廃止)
- 2 須賀川市私道整備事業補助金交付要綱（平成16年4月1日施行）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この要綱による廃止前の須賀川市私道整備事業補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第12条及び第13条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。